

審査基準及び標準処理期間

令和元年12月14日作成

法令等名	古物営業法
根拠条項	第3条第2項
処分の概要	古物市場主の許可
原権者（委任先）	大阪府公安委員会
法令等の定め	古物営業法第4条（許可の基準） 第5条第1項（許可の手続） 古物営業法施行規則第1の3（許可の申請） 第2条（古物の区分）
審査基準	古物営業法第4条各号の欠格要件には該当しないなど、古物営業法を遵守し、適正な営業を期待することができるときに許可する。
標準処理期間	50日（うち経由期間40日）
申請先	古物市場の所在地を管轄する警察署生活安全課保安係
問い合わせ先	古物市場の所在地を管轄する警察署生活安全課保安係
備考	